

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか5名

準備書面(27)

被告国準備書面(1)及び(2)並びに(4)に対する反論

— 被告国の「人格権」に関する主張は、事実誤認、理由不備・齟齬があり失当である —

2018年12月 25日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告

目次

はじめに	3
第1 被告国の「人格権」に関する主張.....	3
第2 本件の「人格権」「不断の努力」の権利ないし利益の内容とその被害.....	4
1 本件「戦争法」を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要	4
(1) 前文が示す授權規範・制限規範と被告・原告の権利・義務と国賠法.....	4
(2) 憲法前文・9条は、「平和的手段による平和」を求め、「戦争法」を否定する	6
(3) 国賠法成立の歴史的経過と法的意義.....	7
(4) 本件「戦争法」が侵害する原告らの権利侵害の本質とは.....	8
2 本件「戦争法」が、世界に、原告らにもたらす侵害とは.....	9
3 本件「戦争法」がもたらす軍事的緊張と被害の拡散	11
4 原告らの個別的具体的被害の性質・内容.....	12
5 原告らの被害の客観的裏付け—「戦争法」による戦争の危険	13
6 「㊦㊦本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」の内容	17
(1) 報道の自由度61位の日本、そのマスコミが伝える自衛隊派遣(派兵)の違憲性	19
(2) 「戦争・戦場・戦闘」は、「人格権(個人の尊厳)」を侵害する.....	22
(3) 『元海兵隊員の証言 戦場で心が壊れて』が示す兵士と戦場の本質	25
(4) 心的外傷後ストレス障害の克服過程で出会った憲法9条の〈ちから〉	27
(5) 原告らの権利を侵害し、人格権を侵害する違憲立法の「戦争法」	31
(6) 「戦争・戦場・戦闘」を回避させる平時の「積極的平和」活動の侵害	32
7 「戦争・戦場・戦闘」は、人々の心身に深い傷を及ぼし「人格権」を侵害する.....	33
8 原告らの権利・利益の憲法上の正当性	38
第3 人格権ないし人格的利益の保護の考え方について エラー! ブックマークが定義されていません 。	
第4 最高裁判例における法的保護利益の検討	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 反射的利益ないし事実上の利益について.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 平穏に日常生活を送る利益(生活の平穏)	エラー! ブックマークが定義されていません。
3 内心の静穏など.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
4 主観的な利益	エラー! ブックマークが定義されていません。
5 その他の主観的な権利・利益.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
6 小括	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5 主に人格権に関する下級審裁判例の検討	エラー! ブックマークが定義されていません。
1 小序	エラー! ブックマークが定義されていません。
2 「主観的な不快感」等を不法行為法上の法的保護利益として認めた裁判例 エラー! ブックマークが定義されていません。	
3 裁判例の分析	エラー! ブックマークが定義されていません。
4 小括	エラー! ブックマークが定義されていません。
第7 結論	エラー! ブックマークが定義されていません。

はじめに

被告国は、被告国第1準備書面、第2準備書面、第4準備書において、原告らが、原告準備書面において主張する「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」の具体的権利性を否定する。原告ら準備書面(11)ないし同(14)で、「人格権」及び「平和的生存権」並びに「不断の努力」が具体的な権利であり、被告らの本件「戦争法」の立法行為及び施行並びにその発動がこれらの権利を侵害し、国賠法1条1項の違法に該当することを述べた。また、原告準備書面(20)で高作意見書を引用・援用し、「平和的生存権」、「人格権」、「憲法改正・決定権」、「不断の努力」の具体的権利性を否定する被告国の主張が、事実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があることを明らかにした。さらには、同(25)において、被告国らの国家賠償法上の違法性の判断基準の認識に事実誤認があることも明らかにした。

当該準備書面は、これらを踏まえ、そして、東京地裁平成28年(ワ)第13525号(安保法制違憲・国家賠償請求事件。以下「東京裁判」という。)の原告準備書面(14)を参照し、援用し、再度、「人格権」の具体的権利性を否定する被告国の主張が事実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があることを明らかにする。そのうえで本件「戦争法」が、原告らの「人格権」及び「不断の努力」を侵害し、本件「戦争法」の立法行為などが、国賠法1条1項の違法に該当することを明らかにする。これらを被告塩崎等の準備書面(1)の主張への反論とする。

なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 被告国の「人格権」に関する主張

被告国は、原告が主張する「人格権」に関して、第2準備書面で、

「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかという漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」(41～42頁。以下これを「被告国主張①」という。)、

「原告らの上記主張自体、『人格権』が、『生命身体権』、『健康上の危険にさらされることなく平穏かつ安全に生活する権利』、『人間らしくその尊厳を保ちつつ平穏な生活を営む権利』、『日常生活を破壊されずに当たり前の生活を営む権利』、『平穏で安全な生活を妨害されることによる精神的苦痛を与えられない精神的権利』などと、一義的に内容等が定まらない抽象的かつ曖昧な権利ないし利益であることを自認するものとなっており、かかる主張自

体、原告らが本件訴訟において『人格権』なるものが国賠法上の損害賠償が認められる対象となる権利ないし法的利益といえないことを端的に示すものとなっている。」(42頁。以下これを「被告国主張②」という。)、

「そもそも原告らの指摘する裁判例についてみても、上記①及び②の裁判例は、航空機の運航により、騒音という、周辺住民に直接かつ具体的な影響が及び得る事案についてのものであり、また、上記③及び④の裁判例も、廃棄物処理場からの環境汚染物質により、やはり周辺住民に直接かつ具体的な影響が及び得る事案のものである。したがって、これらの裁判例は、本件とは事案を全く異にするのであって、漠然とした不安感を抱いたという域を出ない原告らの主観的な感情について、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益であることを肯定する根拠となるものではないことは明らかである。」(42～43頁。以下これを「被告国主張③」という。)と主張する。

第2 本件の「人格権」「不断の努力」の権利ないし利益の内容とその被害

本件「戦争法」と原告らの「人格権」「不断の努力」の権利ないし利益の内容の関係性を再度確認することからはじめる。

この関係は、本件「戦争法」が何をもたらすのか、そのことに尽きる。このことについては、原告準備書面で述べてきたが、再度、それを述べる。

1 本件「戦争法」を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要

(1) 前文が示す授權規範・制限規範と被告・原告の権利・義務と国賠法

憲法前文に、国民(主権者)と代表者の関係性及び人類普遍の原理と憲法・法令等の関係性を次のように謳っている。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

まず、この国民主権に基づく「国民の厳粛な信託」が示す、国民(主権者)と代表者の関係性を前提にし、代表者の権限とその制限、いわゆる授権規範・制限規範について述べ、被告らと原告らの関係を明らかにする。

『憲法 I』(有斐閣、2006年 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著)には、「権限を授けることは、同時に権限を制限することである。授けられた権限しか行使し得ない」(20頁)とある。辻村みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)も『憲法(第4版)』(日本評論社 2013年)で「(2) 授権規範性と制限規範性 憲法は、国法秩序のなかで最終的な授権規範(他の法規範の制定者に対してその権限を授ける規範)としての性格をもち、同時に、制限規範(他の国家行為の内容を規律し制限する規範、すなわち、権力を制限する基礎法)としての性格も有する(清宮・憲法 I 16-24頁)」(14頁)とある。ほぼ同様の解説が、他の憲法の専門書にも書かれている。

杉原泰雄(一橋大学名誉教授・専攻憲法)は、授権規範・制限規範についてやや詳しく、一般的読者に分かり易く次のように解説している。

④統治権について、「権利」としての統治権と「権限」としての統治権を区別しなければなりません。権利も権限も一定のことをすることができる法で認められた力ですが、権利はそれを自分の利益のために使うことができるのに対して、権限はそれを自分の利益のために使うことができない点で、大きく異なっています。権利としての統治権を持っているのは、憲法が特別の定めをしている場合を別として、主権者だけです。国会や内閣などは、憲法で認められている権限としての統治権を担当しているにすぎません。しかも、その権限は憲法の定めている方法で主権者の利益のために行使しなければならない「公務」でもあります。権限の担当者にはすぎない者が、その権限を自分の利益のために行使したり、憲法で認められていない事項・方法ですることを「権限の濫用」といいます。必要な権限の行使をおこたったり濫用したりすれば、憲法違反となります。

(『日本国憲法と共に生きる』106～107頁)

以上のように、「国会や内閣などは、憲法で認められている権限としての統治権を担当しているにすぎ」ない。「しかも、その権限は憲法の定めている方法で主権者の利益のために行使しなければならない『公務』である。「権限の担当者にはすぎない者が、その権限を自分の利益のために行使したり、憲法で認められていない事項・方法ですることを『権限の濫用』といい」、「必要な権限の行使をおこたったり濫用したりすれば、憲法違反となる」。

憲法98条で、憲法を最高法規と定め、99条で、被告ら国務大臣、国会議員などは、この憲法を尊重し擁護する義務を負う(ふ)と規定している。したがって、被告らの本件行為は、授権規範・制限規範に反し、また、本件「戦争法」の立法内容は、憲法に反する法律である。その被告らの本件行為が起因となり、原告らの権利が侵害されるのであるから、本件行為は、国賠法1条1項の違法行為に該当する。

(2) 憲法前文・9条は、「平和的手段による平和」を求め、「戦争法」を否定する

先に引用した憲法前文のように、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と「政府」を名指し、「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」た。この具体化が〈戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認〉からなる憲法9条である。

これは、日本国が世界の脅威として存在し、その日本国が、国際社会に復帰するために「ポツダム宣言」にある「日本国」が「再び世界の脅威とならない」という具体的な証としての9条〈戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認〉である。したがって、この9条は、まさに国際社会に向けての宣言(公約)という位置にもある(詳細は、訴状30-44頁)。

また、憲法前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること」の「決意(①)」と、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」との「決意(②)」であり、さらには、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努力する国際社会において、名誉ある地位を占めたい」との「思(③)」いと、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認(④)」したということである。これは、憲法制定権力を有する国民(主権者)が定めた憲法の基本原則の一つの「平和主義」である。

後述する「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥングは、「戦争の不在」を「消極的平和」として、「構造的暴力」のない状態を「積極的平和」として区別するシエマを提示し、「平和とは『紛争の非暴力的・創造的処理を可能にする状態(事態)』をいう。」と述べている。つまり、この「平和」とは、「平和的手段による平和」ということである。

憲法前文の文言の「平和」も、このような平和的(非暴力＝軍事力の否定)手段による「平和」であることは、前述の「決意(①)」「決意(②)」「思(③)」「確認(④)」から明らかである(詳細は、原告準備書面(17)の5-7頁)。

つまり、憲法前文と9条との関係から、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認に留まらず、積極的に平和的手段による紛争の解決を求めているということになる。したがって、これまでの日本政府が選択してきた手段は、このような憲法前文及び9条から踏み外した行為である。しかも、本件「戦争法」は、このような政府が示してきた解釈をも踏み越えている。したがって、政府の憲法解釈を職責として担っている内閣法制局元長官らさえも、本件「戦争法」は、憲法違反であると断言しているのである(証拠甲2号証)。

なお、先のガルトゥングは、「平和」を冠してカモフラージュしているが、「平和安全法制」の実態を「米国による他国攻撃に参加する」ための法律であると述べている(後述参照)。

以上のことから、本件「戦争法」は、憲法前文と9条に明確に反する憲法違反の法律である。その被告らの本件行為が起因となり、原告らの権利が侵害されるのであるから、本件行為は、国賠法1条1項の違法行為に該当する。

(3) 国賠法成立の歴史的経過と法的意義

村山貴子(流通経済大学法学部講師)は、『人権保障と行政救済法』(編集者後藤光男 成文道 2010年)の「第4章 国家賠償」「第1講 憲法と国家賠償法」「第1節 国家賠償の歴史」で、「国家賠償制度の発展を見たのは近代になってのことである。封建時代には最高権力者である国王の非拘束性を土台として、どの国においても王の意思である法に反する不法行為が王自身(国家機関)によってなされる余地はない、と論じられていた。すなわち「王は悪をなしえず」とのイギリスの法諺が示す如く、国王は悪を授権し得ないという論理の上に官吏自身による責任が導かれたのである。／19世紀においてもこれは変わらず、主権者は自動的に免責され、違法な行政による損害は公権力それ自体への賠償請求としてではなく私法上の不法行為による賠償責任として処理され続けた。公権力それ自体への賠償請求は許されなかったのである(「国家無答責」の原理)。(243頁)と歴史的経過を述べ、「第2講 国家賠償法1条1条に基づく不法行為責任」「第1節 国家賠償制度の意義」(253頁)で、「国民の権利が、違法な行政活動によって侵害された場合、それを救済する方法として、(1)原状回復による救済と(2)金銭による救済の2種類を区別することができる。／原状回復による救済は、違法な行政によって国民の権利が侵害された場合に、それを前の状態に戻すことで権利を回復させる。これにかかわるのが行政不服申立てや行政事件訴訟である。これに対して、もはや原状回復ができないということになれば、国民の不利益を金銭的に評価したうえで、それに見合った賠償がなされる必要がある。これに係わるのが国家賠償である。」と国賠法の権利回復の救済の意義を解説している。

辻村みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)は、『憲法(第4版)』(日本評論社 2013年)の「二 国家賠償請求権」の「1 意義と性格」において、「憲法17条は、何人も、公務員の不法行為による損害に対して、国または公共団体に賠償を求めることを定める。このように公権力に対する国民の請求権と国民に対する国家の賠償責任が保障されたのは、国民主権原理が確立した近代以降のことにすぎない。・・・日本では、大日本帝国憲法は『国家無答責の原則』に従って国家賠償の規定をおいていなかったのに対して、日本国憲法制定過程でこの規定が追加された。」(290頁)と解説している。

古崎慶長(大阪地方裁判所判事・当時)は、『国家賠償法の理論』(有斐閣 1981年)の「第一章 国家賠償法の総論的考察」の「第一節 国家賠償の法理」「一 序説」で、「国家賠償の原点は、憲法17条である。／同条は、これまでは、斬捨て御免で、ただ諦めと忍耐を強いられてきた国民に対し、国又は公共団体の違法な公権力行使による被害を可及的に救済しようとして設けられたものであることを、忘れてはならない。／同条に基づき国家賠償法が制定された。したがって、わが国の国家賠償制度を運用する者の視点は、被害者の可及的救済でなければならない。」(1-2頁)と解説している。

伊藤正己(最高裁判事・東京大学名誉教授)も、上記の歴史を踏まえて、『憲法(新版)』(弘文堂 1991年)の「三 国家賠償請求権」において「日本国憲法17条が、『何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。』と明定したことは、20世紀中葉の諸国にお

る趨勢にならったとはいえ、わが国では画期的なものであった。・・・前節まであげた自由や権利の保障を完全なものとするため、それら自由や権利への侵害に対する救済方法を賠償請求権の保障という形で定めたものとみることができる。」(394－395頁)と解説している。

以上の人権救済の歴史を踏まえた国賠法の法的意義を踏まえ、本件「戦争法」が原告らの権利を侵害するか否かを考察することが不可欠であり、本件「戦争法」は、憲法前文と9条に明確に反する憲法違反の法律であり、その被告らの本件行為が起因となり、原告らの権利が侵害されるのであるから、本件行為は、国賠法1条1項の違法行為に該当する。

(4) 本件「戦争法」が侵害する原告らの権利侵害の本質とは

以上のように被告らの本件「戦争法」の違憲立法行為などが起因となり、原告らの権利・利益が侵害され、精神的苦痛を被るのである。つまり、本件の本質は、本件「戦争法」の立法内容が、原告らの信仰や思想・良心・信条・信念等に反するということや、原告らの主義主張が国会で通らずに「戦争法」が成立したことに対する憤怒の情、不快感、焦燥感という性質のものではなく、被告らの本件行為が、原告らの憲法前文、憲法9条、憲法第3章の人権規定、とりわけ憲法13条を根拠とする「人格権」及び「平和的生存権」の権利を侵害し、それによって精神的苦痛を被るということである。

具体的には、前述の憲法の基本原則規定により、「全世界の国民が危険にさらされない権利ないし全世界の国民を危険にさらす行為を政府から強制されない権利」、あるいは「全世界の国民が恐怖心にさらされない権利」ないし「全世界の国民に恐怖心を与える行為を行うことを政府から強制されない権利」を国民(原告らを含む)は有しているが、被告らの本件行為により、世界の全国民(原告らも含む)のこの権利が侵害されたのである。

この具体的権利の内容とは、「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、又はそのように平和な国と世界を作り出してゆくことができる自然権の本質をもつ基本的権利」、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合はもちろん、当該違法行為の差止請求や損害賠償等が認められる権利」、「憲法9条に反する法律を制定するなどして、上記の事態に至るおそれが生じることにより苦痛を受ける場合の被害回復のためにも損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる権利」などと定義できる。

このように、全世界の国民(原告らを含む)の被害は、被告らの違憲・違法な本件「戦争法」の立法行為と施行・発動による後述する客観的な環境の変動によって裏付けられる危険・危惧・脅威・不安等があり、それは具体的・個別的な人格的権利・利益に対する侵害にほかならない。

これは、決して杞憂などではなく、客観的具体的根拠に基づくものであり、決して単なる

主観的、抽象的なものでもなければ、信仰・思想・良心・信条・信念等による受け止め方や考え方の問題ではない。

また、それは、代表民主制の下で国がとった施策の賛否の問題でもない。原告らの後述の危機感、恐怖、不安、精神的苦痛により受けている各人の人格への侵襲は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものである。換言すれば、かかる侵害を受けない原告らの権利・利益は、憲法上の正当性根拠を有するものであって、単なる政策の是非の問題、それに対する賛否の問題ではなく具体的な侵害である。

2 本件「戦争法」が、世界に、原告らにもたらす侵害とは

先の「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥング(注1)は、『日本人のための平和論』(2017年 ダイヤモンド社)で、本件「戦争法」は「あと戻りできない危険な道」へと至ると次のように述べている。

注1 Johan Galtung 社会学者。紛争調停人。多くの国際紛争の現場(国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連児童基金(ユニセフ)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、欧州連合(EU)、経済協力開発機構(OECD)で多くの機関の委員やアドバイザーとして重要な役割を果たす。諸学を総合した平和研究を推進。「積極的平和」「構造的暴力」の概念の提唱者。大学等の教育機関では多くの学生を指導。日本では国際基督教大学、中央大学、創価大学、立命館大学で教鞭を執る。ライト・ライブリフッド賞(“もうひとつのノーベル賞”受賞)。

あと戻りできない危険な道

いま多くの日本人が、世界中がきな臭くなっていることを感じている。そして、米国に守ってもらわなければ日本の安全は守れないのではないか、そのためには集団的自衛権を行使して米国に協力しなければならないのではないか、日本はテロとの戦いに参加する道義的義務があるのではないか、と思っているように見受けられる。

しかし、私に言わせれば、集団的自衛権は日本を守るどころか、日本の安全を脅かすものでしかない。それは日本をより危険な状況に陥れる。

米軍による最近のアフガニスタンやイラクへの軍事介入のことを考えてほしい。いずれも不可逆的な行為であり、もとに戻す方法は存在しない。殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって米国とその同盟国に襲いかかる。それは無視することも、避けることも、退けることもできない。それがいま欧米の各地を襲っているテロの本質である。

さいわい、日本はまだあからさまな憎悪や復讐の対象にはなっておらず、日本国内ではそのようなテロは起こっていない。イスラムの人々は、日本は過去、米国と軍事行動をともにしたことがないことを知っており、それが日本に幸いしていると考えて間違いない。しかし今後、米国に付き従っていく現在の姿勢が続くなら、米国が世界で行って

いる間違っただ行動のツケが日本にも回ってくる。

そうなったとき、これほど狭くなった世界では、だれの手も届かない場所に身を隠すことはできない。IS(イスラム国)のことだけを言っているのではない。仮に彼らを明日壊滅できたとしても、その空隙を埋める別の勢力がすぐに生まれる。そうした過激思想に駆られた戦闘員は、世界中どこからでも姿を現すだろう。それを防ぐことはだれにもできない。

日本の自衛隊員が、米軍と協力して、どこか遠くのイスラムの地で戦うことが、なぜ日本の自衛につながるのか。どんなに想像をたくましくしても、私にはその理屈がわからない。

一見正当な「要請」を受けたように見えることであっても、日本の兵士が日本から遠く離れた地で米兵とともに戦うことが、なぜ日本を守ることににつながるのか。

本章冒頭で述べた行為の「可逆性」という基準に照らしても、「集団的自衛権」の行使は、日本をあと戻りできない地点へ運んでしまうという点で、適切な選択肢ではない。日本人にとってはこの点を理解することが最も大切だと思う。

「集団的自衛権」の本質

「集団的自衛権」が何であるかは、そのネーミングに端的に表れている。ただし裏返しにして。

まず、集団的自衛権のなかに「集団」という側面はどこにもない。そこには米国がいるだけである。「集団」という言葉は対等な関係という印象を与えるが、実際には大きな兄と小さな弟の関係である。

そして集団的自衛権は「自衛」でもない。「自衛」というならば、守る対象は日本である。私が定義する日本は、主要4島、多数の小さな島々、そして岩礁からなる日本列島である。どう考えてもイラクやアフガニスタンが「自衛」すべき日本の一部であるはずがない。これは世界に出て行って米軍と協力して戦うという約束であって、いかなる定義に照らしても、日本の自衛と見なすことはできない。米国の過去の行動記録に照らせば「攻撃」と言うほうが適切であろう。「防衛」とは、他者からの武力侵略から身を守ることである。当たり前すぎる言葉の定義だが、これは忘れてはならない議論の出発点である。

つまり日本政府が言う「集団的自衛権」は、全くのナンセンスであり、プロパガンダである。それは事実上の軍事同盟であり、正直な言葉に直すなら「米国による他国攻撃に参加する権利」である。日本は本当に、世界でも——世界史的に見ても——もっとも好戦的な米国の軍隊と手を携えて戦闘行為を行いたいと思っているのだろうか。(16-19頁。下線原告ら。)

水島朝穂(早稲田大学法学部教授)は、『平和の憲法政策論』(日本評論社)で、「平和研究、紛争研究の開拓者、また第一人者として知られている、J・ガルトゥングは、1971年段階で、「戦争の不在」(absence of war)を「消極的平和(negative peace)」として、『構造的暴力(structural violence)』のない状態を『積極的平和(positive peace)』として区別するシェーマを提示した。この定式化は、日本の平和的生存権の議論にも影響を及ぼしてきた。」「平和とは『紛争の非暴力的・創造的処理を可能にする状態(事態)』をいう。」と述

べている。つまり、ガルトゥングが述べる「平和」とは、「平和的手段による平和」であるが、憲法前文の文言の「平和」も、このような平和である(詳細は、原告準備書面(17)の5-7頁)。

つまり、紛争の真の解決は、「軍事的手段による解決」ではなく「平和的手段による解決」でしか実現せず、「軍事的手段による解決」は、ガルトゥングが述べるように、紛争を拡大し、「殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって」当事国に襲いかかってくる。

「平和」という衣を羽織っていても「平和安全法制(「戦争法」)」の実態は、ガルトゥングが言い表しているように「米国による他国攻撃に参加する」ための法律である。これによって、次で述べる国際社会の軍事的緊張を高め、その地で暮らす人々の日常生活に混乱と危険や被害を拡散し、憎しみを生み出すだけであり、「平和」を遠ざける。

3 本件「戦争法」がもたらす軍事的緊張と被害の拡散

「1 本件『戦争法』を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要」(4-5頁)を前提に、本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要を述べる。

- ㊦ 本件「戦争法」は、日本が直接攻撃もされていないにもかかわらず自衛隊の出動が可能である。この自衛隊活動は、専守防衛(自衛目的)ではなく、米軍などと一体となる攻撃活動となる。つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動は、平和的手段による紛争の解決を目指すものではなく、軍事的(暴力的)手段による解決の採用であり、米国による他国攻撃に自衛隊が参加することである。本件「戦争法」は、「米国による他国攻撃に参加する」法律であり、自衛隊から攻撃隊への質的転換である。以下これを「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」という。
- ㊧ 本件「戦争法」に基づく自衛隊活動(=攻撃隊活動)は、現地住民(子ども・女性・老人・男性など)の日常生活上の軍事的な緊張を高め、人権の基礎である「人格権(個人の尊厳)」と基本的人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かし、場合によっては加害行為(攻撃)を引き起こし、被害を受けた側の怒り・悲しみを引き起こし、敵愾心を高める。以下これを「㊧本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」という。
- ㊨ 本件「戦争法」を起因する自衛隊(=攻撃隊)活動により引き起こされた敵愾心は、当然ながら反撃や復讐の暴力となって当事国日本(人)に向かう。これを「テロ」と呼ばれることが多いが、その起因を棚に挙げている。以下これを「㊨本件『戦争法』による日本(人)への反撃」という。
- ㊩ 本件「戦争法」を起因とする日本(人)への反撃は、日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かす。以下これを「㊩本件

『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」という。

4 原告らの個別的具体的被害の性質・内容

被告らの本件「戦争法」の成立・施行とこれに基づく自衛隊活動(=攻撃隊活動)は、「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させる。

これが、原告らの次の㉞～㊲の具体的な権利・利益である「人格権(個人の尊厳)」を侵害する。

㉞ 被告らの行為が起因となる「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」となることは、憲法前文の「決意(①)」「決意(②)」「思(③)」「確認(④)」と9条からなる憲法の基本原則の一つである「平和主義(平和的手段による平和の実現)」が保障する権利・利益を侵害し、憲法13条を根拠とする「個人の尊厳」が侵害され、精神的苦痛を被る。これを以下「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)となる精神的苦痛」という。

㉟ 被告らの行為が起因となり、「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」させることは、憲法前文の「決意(①)」「決意(②)」「思(③)」「確認(④)」と9条からなる憲法の基本原則の一つである「平和主義(平和的手段による平和の実現)」に相反し、これが保障する権利・利益を侵害し、憲法13条を根拠とする「個人の尊厳」が侵害され、精神的苦痛を被る。これを以下「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心を涵養させることの精神的苦痛」という。

㊱ 被告らの行為が起因となる「㊱本件『戦争法』による日本(人)への反撃」と「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」は、私たちの生命・身体等に対する危険の増大であり、それは、憲法前文の「決意(①)」「決意(②)」「思(③)」「確認(④)」と9条からなる憲法の基本原則の一つである「平和主義(平和的手段による平和の実現)」の破壊状態である。それは、憲法が保障する権利・利益の侵害であり、「個人の尊厳」を侵害し、かつ、危険の増大による恐怖・不安等という精神的苦痛を被る。これを以下「㊱本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」という。

なお、この「㊱本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」は、本件「戦争法」による「平和的生存権」の侵害に対する精神的苦痛ともなる。つまり、本件「戦争法」が起因となる「人格権(個人の尊厳)」と「平和的生存権」の侵害は、ここで結び付く。それは、「人格権(個人の尊重)」の侵害の極みは、「戦争=戦場=戦闘」という極めて極限的状况(場・環境)で、人を殺すか、殺されるのかを強いられ、精神と肉体が傷つけら

れ、人格権(=人権)が侵害され、そのような人権の基礎をなすのが「平和的生存権」であるからである。このような理由と現実から、本件「戦争法」における「人格権」と「平和的生存権」の侵害による精神的苦痛は、ほぼイコールとなる。

つまり、被告らの行為が起因となる「㊸本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)となる精神的苦痛」と「㊹本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心を涵養させることの精神的苦痛」とは、自衛隊が出動し、現地住民への加害者となることを被告らから強いられるという、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による原告らの「人格権(個人の尊厳)」の侵害であり、それによって被る精神的苦痛である。以下これを「㊸㊹本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」という。

「㊺本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」とは、自衛隊が出動し、現地の住民への被害者などからの反撃を受けることを被告らから強いられるという、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による「個人の尊厳」への侵害であり、そのことで被る精神的苦痛である。

「㊻本件『戦争法』による日本(人)への反撃」と「㊼本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」については、これまでも述べてきた。後述するようにそれは、客観的事実であり、原告ら各人がそれぞれの体験や社会的立場等に応じて現に受けている具体的・個別的な現実の被害であり、このことへの恐怖や不安は、抽象的・一般的なものではない。

原告らが訴えるこれらの権利・利益の侵害は、憲法が保障する人格権ないし平穏生活権の範疇に属するものであり、生命・身体安全性に関わる物理的平穏と、日常生活の中での自己の思想・信条に基づく生活を営むという精神的平穏の両方を含むものであるが、後記のような不法行為法における人格的利益の保護の拡大の趨勢からしても、また最高裁の諸判例に照らしても、「法的保護に値しない」などと簡単に切り捨てることはできないものである。

5 原告らの被害の客観的裏付け—「戦争法」による戦争の危険

まずは、「㊻本件『戦争法』による日本(人)への反撃」と「㊼本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」が、客観的事実であることから述べる。

原告準備書面(24)で飯島意見書を援用し、「(4)一般市民がテロに遭う危険性」を述べた。それを再度、ここに援用し、原告らの㊻㊼の主張及び立証とする。

(4)一般市民がテロに遭う危険性

私は『週刊女性』2014年9月2日号で、日本が海外でアメリカなどと共同で武力行使をすることにより、「[日本への]敵愾心が高まり日本もテロの標的になるかもしれない」と指摘した。元パイロットの山口宏弥氏も「安倍政権が集团的自衛権の行使容認で、他国の防衛のために自衛隊が米軍とともに戦争をする事態になれば、自衛隊員だけではなく、殺し殺される関係は間違いなく戦場以外に広がる。そうなれば、“日の丸”をつけ

て海外を飛ぶ日航機や全日空がテロの標的にされる危険性は極度に高まる。「集団的自衛権の行使は、国民の生命と財産を守るため」などというのは国民を欺く言葉だ。世界最大の航空会社であったパンナムがアメリカの侵略戦争の犠牲となった歴史を見れば明らかである」と主張する（山口宏弥『安全な翼を求めて』（新日本出版社、2016年）177頁）。アメリカ最大の航空会社であったパンアメリカン航空（パンナム）は「世界最大の航空会社であったアメリカの象徴であったために格好の〔テロの〕標的とされた」。そして1982年8月、86年9月、88年12月と、「短期間での連続するテロ事件で、パンナムはテロの標的になっているというイメージが作られてしまった。その結果、パンナムの利用者数は激減、加えて遺族への保証金の支払いなど、航空会社として致命的な打撃を受けてしまった」（山口宏弥前掲書175－176頁）。

2015年9月、安保法制成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清末愛砂室蘭工業大学准教授（憲法学・家族法）は、RAWA（アフガニスタン女性革命協会）のメンバーから「日本で安全保障関連法案（戦争法案）が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えからだ」と言われたという（飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』（現代人文社、2016年）112－113頁）。

実際にもアメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件があり、191人の死者、2000人を越える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件がおき、56人の死者が出ている。フランスでも2015年11月13日、パリで同時多発テロ事件がおき、130人を越える死者が出ている。

イラク戦争でアメリカを支持した日本に対しても、ウサマ・ビン・ラディンは2003年10月、「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40人のうちには10名の日本人も含まれていた。

海外での武力行使に日本の自衛隊が関与することで、すでに日本人もテロの攻撃対象となる危険性が高まっている。「安保法制」に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるであろう。

「戦争法」の適用としての米軍の補給艦に対する自衛艦による武器等防護の発動は、朝鮮民主共和国（以下「北朝鮮」という。）の自国の防衛のためにミサイル発射や核実験の誘発を高め、朝鮮半島の軍事的緊張関係を極度に高めた。これは、日本が明確にアメリカに加担し、北朝鮮に対する軍事的敵対当事者となり、日米軍が仮に北朝鮮を攻撃すれば、「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本（人）」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本（人）に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』による日本（人）への反撃」→「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」との道をたどることになる。

東京裁判の原告準備書面（7）の「第3 『人格権は国賠法上保護される権利ないし法的

利益とは言えない』という被告の主張は、『人格権』に関する不当な理解に基づくこと(33～37頁)を援用し、本件被告国の「漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではない(42頁)いと主張は、客観的事実の誤認があり、原告らの主張に客観的事実であるがあることを明らかにする。

2017年4月29日早朝、北朝鮮のミサイル発射情報があり、日本国内の一部の交通機関が安全確認のために一時運行を見合わせた。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせた。こうした状況のため、「いつどこに何か落ちてくるか・・・と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられている(東京新聞 2017年4月30日付)。「弾道ミサイル が発射され」との車内アナウンスが流れる状況。こうしたアナウンスののち、停車した列車の中に留め置かれた市民。この市民たちの気持ちを前提としても、「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかという漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」等と切り捨てるのであれば、現実の脅威を不当に軽視するものと言わざるを得ない。基地周辺への攻撃の脅威という事態は4月29日だけではない。2001年9月に発生した、アメリカでの同時多発テロ事件以降、沖縄への観光客が激減した。在日米軍基地が過剰なほどに存在する沖縄でもテロの危険性があることを多くの日本の市民も感じたから生じた現象に他ならない。2017年4月12日、沖縄の嘉手納基地では北朝鮮の攻撃を受けたとの想定での軍事訓練を実施し(琉球新報2017年4月16日付)、朝鮮半島における軍事的緊張を米軍は生み出している。

このように、日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性が生じることは軍事的な常識であり、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと発言すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。

現に、「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が安全保障関連法に基づいて初めて、『来艦防護』の任務に就いており、日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に(核の)放射能の雲で覆われる』と強調した」と報道された(読売新聞 2017年5月3日付)。

ここで指摘された「米艦防護」とは、2017年5月1日に、米軍の要請に応じて、自衛隊法95条の2に基づいて、海上自衛隊のヘリコプター搭載型の護衛艦「いずも」を米軍の補給艦防護のためのいわゆる「米艦防護」任務を命じたものである。同条は、2015年9月に強行的に採決された「戦争法」に含まれるものであるが、2016年11月のいわゆる改正PKO法に基づく自衛隊の「駆け付け警護」任務を含む「南スーダン」派遣に続く二例目の新安保法法制の執行である。

新安保法制が成立したことで、基地周辺の住民や大都市の住民、原発周辺の住民が攻撃の恐怖にさらされるというのは漠然たる不安などという簡単な言葉で片づけられて良いものではないのである。

新安保法法制の成立により、生命や健康の危険を脅かされる危険性が増すのは基地周辺の住民や大都市の住民だけではない。実際に戦場に行かされる自衛官にとっては、まさに戦争の恐怖、「殺し殺される」という恐怖にさらされる状況に置かれる。たとえば元航空自衛官の水上学氏は、「安保法制の最大の被害を被るのは現場の自衛官です。殺し殺されることになる。そういう姿を家族にも見せたくない。無論、遺体となって帰りたい」と述べている(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)20頁)。元陸上自衛官の朱延隆成氏も、「安倍首相、隊員の命はあなた方のオモチャではありません。犠牲になる自衛隊員の流す血、そして家族の涙に対し、あなた方はどう責任をとれるのですか？」(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)30頁)と述べている。

2016年11月、安倍内閣は「駆け付け警護」、「宿営地の共同防護」などの新任務を付与して南スーダンに自衛隊を派兵することを命じたが、派遣命令を受けた陸上自衛隊第9師団がある青森では、激励された若い自衛官が「手足を失うことがないよう、半年後、必ず無事に帰ってきます」と発言したという。「戦闘で狙われるのは防弾ベストで守れない手足。被弾してすぐ止血し生命は助かっても、手足は瞬時に破壊される——。その不安が先の言葉になったのです」という(しんぶん赤旗日曜版編集部『元自衛官が本気で反対する理由 安保法反対20人の声』(新日本出版社、2017年)84頁)。

以上のように、安倍内閣が成立させた新安保法法制を根拠に、日本の安全に関係のない戦争に自衛官が派遣され、生命を失う、あるいは手足を失うなどの危機感を抱かざるを得ない状況に置かれている。こうした危機感を、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない……主観的な感情」などと片付けることが被告国の対応として適切なのだろうか。

さらに新安保法法制が成立したことで、海外にいる日本人も生命が危険にさらされる危険性が生じる。2015年9月、「戦争法」成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清朱愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えからだ」と言われたという(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)112-113頁)。

実際、アメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件が起こり、191名の死者、2000名を越える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件が起き、56名の死者が出た。フランスでも2015年11月13日、パリで同時多発テロ事件が起き、130名を越える死者が出た。イラク戦争でアメリカを支持した日本も他人事ではなかつ

た。2003年10月、ウサマ・ビン・ラディンは「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40名のうち、10名は日本人であった。

新安保法法制に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるという危機感は、今まで実際に生じたテロ行為を前提とすれば、決して「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などではない。

さらに言えば、海外にいるNGO関係者も生命や安全が危険にさらされる。安倍首相は「2014年7月1日閣議決定」後の記者会見などでパネルを使い、「駆け付け警護」の必要性を例に挙げ、新安保法制定の必要性を力説した。ところが現場で国際協力に携わるNGO関係者は、「駆け付け警護」が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を行ってきた中村哲医師は「『(現状では)海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るどころか、かえって危険です。私は逃げます」と述べている(西日本新聞2014年5月で16日付)。

国内の74のNGO、職員ら547人が賛同しているNGO非戦ネットは2015年9月19日に「安全保障関連法採決に対する抗議声明」を出した。この抗議声明で「NGOに対し、『駆け付け警護』と称して武器を使用し武装勢力と交戦する事態となれば、NGOの中立性までが疑われ、取り返しのつかない犠牲を生み出す」、「安保関連法案は平和国家としての日本のイメージを一変させ、紛争に対する中立国としての『日本ブランド』はもはや通用しなくなります。こうしたなか、NGOの活動環境は著しく危険なものに変わるの明らかであり、NGO職員や現地協力者が紛争当事者から攻撃され、『テロ』の標的となる危険性は格段に高まります」と指摘している。

以上のように、新安保法法制の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

先に「今後、米国に付き従っていく現在の姿勢が続くなら、米国が世界で行っている間違った行動のツケが日本にも回ってくる」との紛争調停人のヨハン・ガルトゥングの忠告を心に刻む必要がある。今なら、まだ、間に合う可能性があるということ。

以上のような客観的な事実により、「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㊧本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊨本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊩本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」(原告らの抱いている危機感・脅威・不安等や安全・平穏な生活の侵害の増大)は、次のような客観的事実の変化によって客観的な妥当根拠を与えられている。

6 「㊦㊧本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」の内容

「㊸㊸本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」と「㊹本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」の関係は、コインの裏表の関係にあり、切り離すことはできない。その概要として、「㊸㊸本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」とは、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為による「個人の尊厳」への侵害であり、そのことで被る精神的苦痛である。それは、加害者となるということを拒否する原告らの思想・信条・良心でもある。

「㊹本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」とは、身体的・肉体的な危険を被る恐怖・不安や具体的な平穏な日常の暮らしが侵害されるという日本国憲法の下ではあってはならない精神的苦痛である。そして、㊸→㊹による㊹を回避する道は、戦争や戦闘に至る前の平時における平和的手段(非暴力的手段)による解決という不断の努力の実践が不可欠である。ところが、原告らのこの平時における不断の努力を本件「戦争法」は、踏みつけ、侵害し、精神的苦痛を原告らに与えている。それは、次のとおりである。

「1 本件『戦争法』を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要」で述べたように、本件「戦争法」の制定は、集団的自衛権の行使の禁止及び海外派兵の禁止という、日本が忌まわしいあの侵略戦争の反省に基づき、再び国際社会に復帰するために世界に示した憲法前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」したこと、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」したこと、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」志を持ち、そして、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」したことをことごとく侵害する。この決意は、憲法制定権力を有する主権者である国民が行ったもので、これが憲法の基本原則をなすものである。そして、それを具体的な形で示したのが憲法9条の〈戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認〉である。

これまで主張してきたように、本件「戦争法」以前は、日本に対して外部からの武力攻撃がなされた場合に限って、その武力攻撃を日本の領域から排除する程度でのみ、自衛隊の武力行使が可能であった(なお、原告らは、この範囲であっても憲法に反すると認識している)。それが従来の特守防衛であり、従来の自衛権発動の3要件であった。ところが本件「戦争法」は、集団的自衛権の行使として、日本が直接の武力攻撃を受けなくても、例えば日本が密接な関係を有するアメリカが海外で武力攻撃を受けた場合でも、そこに自衛隊が出向いて行って武力の行使をすることができることとした。従来は、自衛隊の武力の行使の地理的範囲は、日本の領土・領海又はその周辺の公海・公空に限定されていたのに、本件「戦争法」は、地理的限定なしに、地球上のどこでも自衛隊が武力の行使ができることとしてしまった。アメリカが日本に要請すれば日本も戦争をする、従来のように憲法9条の存在を根拠にその要請を断ることもできない、そういう加害者であり、被害者となる危険な立場に日本人(人)を置いてしまったのである。

また、後方支援活動及び協力支援活動としての外国軍隊に対する物品・役務の提供は、従来は「後方地域」ないし「非戦闘地域」、すなわち「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限られていたのに、「現に戦闘行為が行われている現場」以外ならば可能とし、しかも弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備まで含めて実施できるものとされ、現に戦争を遂行している外国軍隊の武力の行使と「一体化」しないという想定が困難なほど危険なものとなって、日本が海外での他国の戦争に加害者として参加するようになり、その結果として、「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㊧本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊨本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊩本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」を招くのである。

(1)報道の自由度61位の日本、そのマスコミが伝える自衛隊派遣(派兵)の違憲性

福田充(日本大学大学院新聞学研究科教授)のネット誌『THE PAGE』に掲載され、それが、日本大学大学院新聞学研究科のホームページに掲載された評論記事『『報道の自由度』ランキング、日本はなぜ61位に後退したのか?』によれば、「国境なき記者団」(Reporters Without Borders)は、世界の報道の自由や言論の自由を守るために、1985年にパリで設立された世界のジャーナリストによるNGOで、活動の中心は、世界各国の報道機関の活動と政府による規制の状況の監視であり、その監視と調査の結果をまとめた年次報告書が「世界報道自由度ランキング」(World Press Freedom Index)である。メディアの独立性、多様性、透明性、自主規制、インフラ、法規制などの側面から客観的な計算式により数値化された指標に基づいたランキングで、その国のメディアの独立性が高く、多様性、透明性が確保されていて、インフラが整備され、法規制や自主規制などの規制が少ないほど、メディア報道の自由度が高いとされる指標とのことである。

日本の評価は、民主党政権が誕生した2009年から17位、11位とランキングを上げたが、その後順位が後退し続けているとのこと。「なぜ日本の順位は後退したのか?」を次のように述べ、日本のメディア、ジャーナリズムに自浄作用と改革を促している。

世界報道自由度ランキングのレポートでは、日本の順位が下がった理由を解説している。ひとつは東日本大震災によって発生した福島第一原発事故に対する報道の問題である。例えば、福島第一原発事故に関する電力会社や「原子カムラ」によって形成されたメディア体制の閉鎖性と、記者クラブによるフリーランス記者や外国メディアの排除の構造などが指摘されている。

戦争やテロリズムの問題と同様に、大震災や原発事故などの危機が発生したときにも、その情報源が政府に集中することにより、「発表ジャーナリズム」という問題が発生する。政府が記者会見で発表した情報をそのまま鵜呑みにして報道する姿勢である。また、同様に戦場や被災地など危険な地域に自社の記者を派遣しないで、フリー・ジャーナリストに依存する「コンプライアンス・ジャーナリズム」の問題も重要である。

メディアとしての企業コンプライアンスによって、危険な地域に自社の社員を派遣できないという状況から、危険な地域に入るのはフリー・ジャーナリストばかりになるという構造的問題である。

このような日本のメディアの状況下で一昨年に成立した特定秘密保護法の成立が日本の順位下落に拍車をかけた形である。特定秘密保護法の成立により、戦争やテロリズムに関する特定秘密の存在が自由な報道の妨げになるという評価である。日本が置かれる国際状況や、日本国内の政治状況が大きく変化している現在こそ、日本のメディア、ジャーナリズムに自浄作用と改革が求められている。

このような「報道の自由」度が低い日本のマスコミ状況のなかでも、次のように本件「戦争法」に基づく自衛隊の海外派遣(派兵)への危惧を表明する報道がなされている。

『愛媛新聞』(2018年4月23日 証拠甲47号証)の見出しは、「南スーダンPKO 陸自が武器携行命令 大規模戦闘時 隊員『戦争だった』」。

『愛媛新聞』(2018年4月23日 証拠甲48号証)の見出しは、「死も覚悟 真実知って宿营地近くで銃撃戦 砲弾も 防衛相は『安全』繰り返す」。

『愛媛新聞』(2018年4月23日 証拠甲49号証)の解説の見出しは、「『危険な派遣』検証必要」。

これらから、「戦争法」の適用として行われた南スーダンPKOにおける駆け付け警護の新任務の付与は、自衛隊の部隊等が駐屯する首都ジュバにおいて政府軍と反政府軍の衝突と戦闘が繰り返されている状況下で敢えて発令され、任務遂行のための武器使用が可能とされた下で、いつ自衛隊の部隊が敵対勢力との殺傷や戦闘行為に至るか分からない状況が現出したことを何とか報道している。

『朝日新聞』(2017年5月28日 証拠甲55号証)は、「PKO 薄氷の5年」との大見出しを付け、「自衛隊も危険隣合わせ ジュバの宿营地隣 大規模戦闘も」との小見出しを付け、現地の治安情勢は悪化しており、自衛隊の派遣(派兵)のPKOの参加5原則に抵触する情勢にあったことを示している。そのようななかで、政府は、破棄され不存在であると説明してきた南スーダンの活動(PKO)部隊の日報が存在していたことが明らかになった(証拠甲21号証)。

公開された「南スーダン派遣施設隊 日々報告 第1640号」(証拠甲56号証)には、「(2)ジュバ市外 ジュバ市内の戦闘は停戦したもの、南スーダン全般としては、SPLAとiQ、SPLAと武装集団による抗争、牛を巡る抗争、武器を狙う襲撃事案等が発生する可能性があるため、注視が必要」、「(3)ジュバ市内 ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。」とある。しかも下線のところは、赤字で変化事項とあると注意を促している。このように、自衛隊を派遣している南スーダン現地状況に関する政府説明は、大きく現実と異なり、恣意的の虚偽の説明・報告により、違憲である自衛隊派遣(派兵)を隠していた。

「南スーダン派遣施設隊 日々報告 第1640号」 証拠甲56号証の1枚目 ↓

(2) ジュバ市外

ジュバ市内の戦闘は停戦したもの、南スーダン全般としては、SPLAとIO、SPLAと武装集団による抗争、牛を巡る抗争、武器を狙う襲撃事案等が生起する可能性があるため、注視が必要

証拠甲56号証の2枚目↓

(3) ジュバ市内

凡例 赤字：変化事項

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での抗争、薬物使用者による事故等への巻き込まれ及びSPLAによるIDPに対する攻撃等に注意が必要であるとともに、市内における略奪等も発生しており在留邦人の動向を含め注意が必要

このような「戦闘」状況は、すでに自衛隊のイラク派遣地でも起こっていた。それが、いわゆる「イラク日報」から明らかになった。しかし、これが公になるとマスコミと政府と防衛省は、「イラク日報」を存在しないと説明してきたのである。しかし、国会に於ける野党の追及に対する答弁の矛盾が次々と明らかになり(『朝日新聞』2018年4月6日 証拠甲57号証)、「ない」としてきた自衛隊のイラク派遣(派兵)の際の活動報告書(日報)が存在し、それが初めて開示された(2018年4月16日)。

その「イラク日報」には、上記(証拠甲56号証の2枚目)のように、現地の治安状況などを示す記述に「戦闘」の文字が複数ある。つまり、イラク派遣(派兵)においても、政府が自衛隊の活動範囲を「非戦闘地域」としてきた説明は、虚偽であった(『朝日新聞』2018年4月17日 証拠甲58号証、『朝日新聞』2018年4月17日 証拠甲59号証)。

以上のように政府の説明は、虚偽に塗れている。その理由は、政府の憲法9条を巡る解釈を越える自衛隊派遣(派兵)状況を覆い隠すためである。このように憲法に反する自衛隊派遣(派兵)が継続されてきた。

『愛媛新聞』(2018年6月6日 証拠甲60号証)の特集「私たち平成 第3部 平和国家、続けますか ④国際貢献の実績づくり優先」の記事から、自衛隊海外派遣(派兵)は、カンボジアへの国連平和維持活動(PKO)に遡り、すでにこの時点から自衛隊派遣(派兵)が、憲法9条に反しているとの認識が背後にあることが読み取れる。

『愛媛新聞』(2018年6月18日 証拠甲60号証)の特集「私たち平成 第3部 ④建前だけで派遣 ごめんだ」からは、国連平和維持活動(PKO)のカンボジア派遣は、「国際貢献」という名の衣を纏っていたが、その実態は憲法に反する派遣(派兵)であり、虚偽の「国際貢献」の実績づくりのために派遣された高田晴行文民警察官が、銃撃され死亡したことが読み取れる。

『朝日新聞』(2017年5月3日 憲法記念日 証拠甲61号証)には、「派遣先で襲撃帰らぬ息子」との見出しを付け「息子は帰ってきません。憲法9条は何のためにあるのか、考えてほしい」との母親の声を伝えている。

『愛媛新聞』(2018年6月21日 証拠甲62号証)の特集「私たち平成 第3部 ④開戦支持 根拠明かされず」では、「イラクには大量破壊兵器がある」とのアメリカの情報に基づき自衛隊が派遣(派兵)されたこと、この情報が、虚偽であったことが判明し、英国は、6

千頁に上る詳細な検証報告書を公開し、「不完全な情報に基づき政策が決定された」と断定し、「不必要な戦争で、失敗だった」と結論付けていることを伝えている。一方、日本政府は、「証明する情報を確認できなかった」と釈明し、そのイラク派遣(派兵)が誤りであったことを認めていないことを伝え、政府の対応に疑問を呈している。

『愛媛新聞』(2018年6月22日 証拠甲62号証)の特集「私たち平成 第3部 ④米追隨で現地に反日感情」では、アメリカに追隨し、自衛隊派遣(派兵)した結果、「おまえは日本人だから殺す。なぜ軍をイラクに送ったのか」との「武装勢力」の男の発言が、自衛隊派遣(派兵)が、何をもたらすのかを示唆している。つまり、「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊦本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊦本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」ということで、日本人が殺される状況を生み出すということである。

『愛媛新聞』(2018年6月24日(証拠甲63号証)の特集「私たち平成 第3部 ⑤発砲すべきか 自衛官動揺」は、自衛隊が派遣されたイラク現地が「戦闘地域」であったことを示し、自衛隊員の「戦闘地域」における恐怖・ストレスの状況を報じている。

『愛媛新聞』(2018年6月27日(証拠甲63号証)の特集「私たち平成 第3部 ⑥自衛官も米兵も自殺相次ぐ」は、戦闘地域の派兵された兵士が、戦場という特別な環境で大きなストレスを受け、後述するPTSD(心的外傷後ストレス障害)により、自殺者を生み出すことを報じている。この点を詳しく後述するが、これが、本件「戦争法」が生み出す侵害や損害の形態の一つである。

これらの一連の日本のマスコミ報道の特集は、極めて控えめであり、政府に「忖度」した報道になっている。しかし、それでもなお自衛隊派遣(派兵)が、憲法に反するとの認識が背後にあり、自衛隊派遣(派兵)に対する危惧を表明・報道している。

このように、自衛隊派遣(派兵)は、憲法前文・9条・12条・13条に反し、「1 本件『戦争法』を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要」のように日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない被告らの本件「戦争法」の立法行為により、原告らの権利を侵害する。それは、同時に、憲法前文・9条などの憲法原理を不断の努力によって、それを実現しようとする原告らの義務であり権利を侵害し、合わせて、憲法が保障する原告らの思想・良心・信教を侵害し、原告らの個人の尊厳を侵害する。

そして、被告らの本件行為を起因とする「㊦㊦本件『戦争法』による加害者を強いられる精神的苦痛」は、もはや限界を越えている。

(2) 「戦争・戦場・戦闘」は、「人格権(個人の尊厳)」を侵害する

原告準備書面(24)の「第2 日本国憲法の平和主義の意義」のなかで、飯島意見書を援用し、「アジア・太平洋戦争の際に日本が近隣諸国の民衆にもたらした犠牲」、「日本国民にも『加害者』であった日本軍」、「『日本兵』すらも犠牲にした日本軍」、「日本国民にも約310万人もの犠牲者」、「権力者一軍上層部の無責任さ」が示すように、日本(人)はアジア諸国(人々)との関係においては加害国(者)であった。その一方で、日本政府・日本

軍との関係では被害者であった。つまり、加害当事国の中では、加害者でありながら被害者となる関係があった。このことは、本件「戦争法」においても、同様である。

前述した「1 本件『戦争法』を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要」のように、本件「戦争法」が、憲法に反する根源的理由は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない被告らの立法行為による原告らの「人格権(個人の尊厳)」の侵害であり、それによって被る精神的苦痛である。

本件「戦争法」は、自衛隊が、戦闘が起こる可能性のある地域での活動を許容する。その「戦闘現場」とは、日本国憲法の下ではあってはならない、文字通り、人が人を殺し、また、人によって殺される戦場である。人を殺し、また、殺されるという極限状況にある「戦場」では、その「決定的瞬間」にどうするのかを一人一人が、決断を迫られる。文字通り、他者を殺すのか、殺されるのかという人としての最も「尊厳」の核となることの葛藤を抱える「場」となる。したがって、本件「戦争法」の存在の本質は、「個人の尊厳」が侵害される場に置かれることを意味する。そして、後述のPTSD(心的外傷後ストレス障害)とTBI(外傷性脳損傷)に苦しむことになる。

原告準備書面(11)で引用したあの忌まわしい侵略戦争に動員された学徒兵渡部良三は、配属された部隊で、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習が行われた。生きていた捕虜を、ひとりひとり順に縄で木にくくりつけ、「刺突銃」と呼ばれる小銃などで新兵に刺殺させる「殺人演習」であった。渡部は、この虐殺を拒んだ。すると渡部は、昼夜とない私刑を受けた。その場にいた他の学徒兵も、中国人捕虜を虐殺したことと渡部がそれを拒否したことによる昼夜とない私刑を目の当たりし、その良心をずたずたにされたに違いない。それでも、殆どの新兵は、命令を拒むことはできない。つまり、中国人捕虜5人の「個人の尊厳」が侵害され、兵士たちの「個人の尊厳」も侵害されたのである。渡部は自己の良心を貫徹させたが、それは奇跡に近い。しかし、その渡部が、「なぜ自分は、あのとき、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかつたのか」とそのことを生涯悔い続けることとなる。つまり、渡部も「個人の尊厳」が侵害されていたのである。つまり、殺した者も、殺された者も、殺すことを拒否した者も、「個人の尊厳」が著しく侵害されたのである。これが、「戦争・戦場・戦闘」現場が内包する実態であり、本質である。

もう少し詳しく述べれば、「戦争・戦場・戦闘」現場の現実には、このような敵味方を互い視覚で認識しあえる対象図ではない。互いに身の安全を図り、茂みや建物の陰に潜み、そこから攻撃し、相手の顔も身体も見えない中で、殺し合うことにある。相手側の死者を見ることよりも、仲間の負傷者・死者を見ることの方がより一般的であろう。その負傷者・死者の一人一人には、妻や子ども、両親や祖父母、友人などがいて、個人としての暮らしと個々人の人格がある。ましてや相手方の人間の暮らしのことなどを考えることなどはない。

つまり、「政府の行為により」起こる「戦争・戦場・戦闘」現場は、このような個々人の人としての暮らしや尊厳まったく背後に追いやる。そのような意識・思いを断ち切らせる。その余地を奪う。これが、「戦争・戦場・戦闘」現場の最も本質的な特質である。

原告準備書面(11)で述べたように、蟻川恒正(日本大学教授)は、『尊厳と身分』(岩波書店)の『個人の尊厳』と九条において、虐殺命令拒否者である学徒兵の渡部が、苦

しむその要因を「虐殺命令拒否者の『個人の尊厳』は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に『反戦活動』もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは『個人の尊厳』は全うされない」と述べる。再度その要旨を援用する。

良心的兵役拒否者の「反戦活動」

渡部は、なぜ苦しむのか。

そのことを考えるヒントが、ひとりの法学者の文章のなかにある。

民法学者・法社会学者・警察研究者として卓越した業績を遺した広中俊雄(1926-2014)は、・・・次のように述べている。

自国民のなかには、徴兵されて敵国の人間を殺すという非人間的な仕事に耐えられない者もありうることにかんがみ、国によっては、良心的兵役拒否という制度を設け、それを申し出た者には思想・良心・信教の自由を保障してその者の個人としての尊厳を重んずるという姿勢をとろうとする。しかし、良心的兵役拒否者は自分と同じ国民が敵国の人間を殺すという状態を漫然と眺めつつ自己の個人としての尊厳が傷つかないことに満足していればよいというのも奇妙な話であり、彼が真に自己の個人としての尊厳を確保しようと欲するなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだということになるであろう(そうでなければ彼は単なる兵役回避者・兵役嫌悪者なのではなからうか)。とはいえ、良心的兵役拒否者の反戦活動を許容することは——反戦活動は表現の自由の問題であるといえようが——国家にとって困難とみられる……。このようにみえてくると、日本の憲法九条のように「戦争の放棄」をすることが選択すべき道として明快であり最もすぐれていると考えられる(広中『戦争放棄の思想についてなど』(創文社、2007年))

戦争の問題に即しての「個人の尊厳」の発現形態は、良心的兵役拒否であると論じられることがしばしばある。戦場で人を殺すことを倫理的に許容できない者に戦争への従事を強いることは、その者の「個人の尊厳」を毀損するといえそうだからである。だが、広中は、良心的兵役拒否を「個人の尊厳」と等置することを許さない。良心的兵役拒否者が「真に自己の個人としての尊厳を確保しようと欲するなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだ」と考えるからである。良心的兵役拒否者の「個人の尊厳」は「反戦活動」もしてはじめて全うされるのであり、良心的兵役拒否だけでは全うされない。

このような広中の解釈図式は、渡部が苦しんでいることの意味を説明する。虐殺命令拒否者の「個人の尊厳」は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に「反戦活動」もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは「個人の尊厳」は全うされない。だから渡部は苦しんでいるのである。

渡部の短歌を広中の補助線で読むことによって、ふたつのことが分かる。

ひとつは、渡部ができなかった教官・僚友への説得は、——あまりに直截的であるがためにそれとは見えにくいけれども——語の本質的な意味で「反戦活動」と呼ぶべ

きものであるということである。

もうひとつは、渡部ができなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれない(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる(平時の一般市民による「反戦活動」)ということである。

ここから導かれる差し当たりの教訓は、次のことであろう。

いまは当然できると思われていること——「反戦活動」——が、徐々にできにくくなり、そして、最後にはできなくなるということ。(84～87頁)

このように、渡部が当時それをできなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれない。さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる。つまり、平時の一般市民による「反戦活動」ということである。ここでの「反戦活動」の主たる目的は、渡部の特殊な場合ではない。前述した一般的な「戦争・戦場・戦闘」現場が持つ本質、殺し殺される事態の回避である。つまり、渡部の場合は、極めて稀であり、極限状況において殆どの兵士(自衛隊員)は、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習を渡部が拒否したようには、拒否することはできず、職務命令に従わざるを得ないということである。また、次に述べるように、軍事教育や訓練を受けることにより、命令に従うようになる。しかし、次のようにアメリカ海兵隊員だったアレン・ネルソンは、命令に従い、あるいは自主的にベトナム人を殺し、そのことでPTSD(心的外傷後ストレス障害)を来し、苦しむということである。

このようなことを回避する唯一の方法は、平時における〈反戦活動〉でしかないということである。このような経験則に基づき、憲法前文や憲法9条がある。そして、これに基づき、非暴力的手段による紛争の解決を目指すということに尽きる。このことを日本国憲法は、前述のように被告らに命じ求めているのである。が、被告らは、これに反する違憲立法行為を行ったのである。

(3) 『元海兵隊員の証言 戦場で心が壊れて』が示す兵士と戦場の本質

アメリカ海兵隊員だったアレン・ネルソンは、『元海兵隊員の証言 戦場で心が壊れて』(新日本出版社 2006年)で、「私はかつて、アメリカ海兵隊員でした。40年近く前、沖縄のキャンプ・ハンセンという基地からベトナムへ、戦争をしに行った人間です。18歳のときのことでした。」「あの国のジャングルで私は、多くの人々を殺し、村を焼き払い」、「そして約13カ月の後、戦闘の最前線から帰還した私は、以前の私とは違っていました。自分では気づいていなかったのですが、精神に異常をきたしていたのです。」「いまでいうPTSD(心的外傷後ストレス障がい)でした。それは戦場体験の精神的後遺症ともいうべきもので、体験したものでないとわからない苦しみをもたらします。・・・完全にではありませんが、回復することができました。20年以上の時間がかかりましたが・・・。」(1-2頁)、「原因のわからない恐怖は、私が眠りに落ちても追ってきました。毎晩のように悪夢を見、恐怖に襲われたのです。」(33-34頁)と自らの体験を日本全国(愛媛にも来ている)で証言し、自ら

の体験をとおして、「戦争・戦場・戦闘」が、人の心を壊し、現地の多くの人々の命や暮らしや心を破壊することを証言した。

PTSDを克服するためにアレン・ネルソンは、次のような自己が犯した行為(多数のベトナム人を殺したこと)と向き合わなくてはならなかった。「私にはほかにも選択肢があったはずです。武器を置くこともできたでしょう。あるいはそもそも、ベトナムに行かなくてもよかったです。上官に向かって、『私は人を殺したくない、戦争はしたくない』ということもできた。むしろ、その結果、処罰され、職を失ったり、監獄に入れられたりしたでしょうが、人を殺さなくてもすんだはずです。」「けれど、そうした選択肢を私は選ばず、殺すことを選んだのでした。兵士が戦場におもむくとき、そこには、ある『したいこと』があるはずでした。それは自分の暴力性の解放であり、つまり人を殺すことです。自分がそう考えていることを公然と認めるのは恐ろしいことなので、私たちはそれに気づかないふりをしているのですが、それこそ、戦争が兵士に提供するものなのです。」(72-73頁)と述べている。

そして、アレン・ネルソンは、ベトナムで多くの住民らを殺すようになった原因を次のように振り返っている。

海兵隊員だったころ、アメリカ本土からベトナムに行く前、私は沖縄のキャンプ・ハンセン基地に配属され訓練を受けました。

軍では、まず自分の持ち物はすべて家に送り返し、着るものも下着から制服まで一切が支給品になりました。これには、それまでの生活から完全に切り離された気持ちにさせられました。教官からは、一人ずつ屈辱的なあだ名をつけられ、訓練中はずっとそのあだ名で呼ばれます。そしてまず口を閉じること、つまり沈黙を強制されるのです。訓練中は、教官が許可するまで、一言も言葉を発してはなりませんでした。

訓練は銃や手榴弾の扱い方、ナイフや素手でいかに相手を倒すかなど、すべて人を殺すためのものでした。教官は、昼でも夜でも、ことあるごとに新兵を整列させ、次のように声を張り上げました。

「おまえたちのしたいことは何だ?！」

私たちは、「Kill(殺す!)」と答えます。

教官が、「声が小さい!」というので、さらに「K、I、L、L!」「K、I、L、L!」と唱和します。「スペルを言え!」「K、I、L、L!」「K、I、L、L!」——まるでけだもの叫びのようだったと思います。私たちは、そうやって叫ぶことによって興奮状態になりました。

いまだからこそわかることですが、こうした生活を通して私たちは洗脳されていたのです。殺すこと、そのための暴力を何とも思わない「機械」となるように。当時の私はまさにそうなっていました。(136-137頁)

なお、アレン・ネルソンが述べた軍事教育・訓練は、現在多少は、変化している可能性があるだろう。しかし、その本質には軍隊という特殊性から変化はあり得ない。アレン・ネルソンのように端的には述べていないが、エイブラム・カーディナー(注2)は、『戦争ストレスと神経症』(『戦争外傷神経症』第二版 みすず書房 2004年 外傷神経症のほとんど唯

一の古典とされ、PTSD概念構築作業の基礎となる書籍)に次のように抽象的な表現であるが、人殺しを強制される戦争に動員される兵士の特別な環境とその本質を述べている。

注2 エイブラム・カーディナーは、コーネル大学医学部卒業後、精神分析学・精神医学・文化人類学の研究に従事、ウィーンに渡りフロイトの教育分析を受け、その後フロイトはじめ、アブラハム、フェレンツイ、ハンス・ザックス、ローヘイムの講義などを受け、帰国後ニューヨーク市ブロンクス区の第81合衆国復員軍人病院外来のattending spicial-istとなり、戦争神経症患者を3年間診察。コロンビア大学、エモリー大学教授歴任。

“兵役”ということばは兵士の行う業務を指すのには不適切不十分なことばである。どのような仕事にも共通なルールがいくつかあるものだが、このルールは兵役だけには通用しない。これは選択というものが一切ない業務である。兵士の業務は強制されるものである。その大部分を兵士はしたくないと思いながらやる。それは自己保存本能のすべてに逆らう仕事だからであり、心からやりたいこととは正反対だからである。つまり、この業務を遂行するためには、兵士たるものは自分の適応方式全体を変更して、新たなテクニックを、習慣を、反応形式を身につけなければならない。これが兵士の最初の試練である。できるかどうかは、兵役に就く以前にどんな人であったかによる。その人独自の個性と能力は無視される。(11頁)

(4) 心的外傷後ストレス障害の克服過程で出会った憲法9条の〈ちから〉

アレン・ネルソンは、PTSDとの長く苦しい治療の道のりの中で、次のように非暴力の考え方にたどりついたことを述べている。

PTSDの、とても長く苦しい治療の道のりの中で、私は、自分のしたことを正面から見つめるとともに、自分の生き立ちやその社会的背景を掘り下げました。戦争や暴力に代わる生き方はないのだろうかと考えました。

私は戦争と殺戮という体験を経て非暴力の考え方にたどりつきました。やはり非暴力の思想を表している日本の憲法第9条も、日本がかつて体験した戦争について、深く考えたうえにできた法律だと聞いています。私には、この9条というものがつくられた意味がわかる気がします。条文を読むと、自分の身体や感覚に響き合うものを感じるからです。

9条は、多くの日本人、そして外国の人々を救ってきたと思います。9条は、日本だけでなく、世界の人々にとって大事な意味を持っています。

いま日本には、その9条を変えて、自衛隊が海外で武力を使うことを認める憲法にしようとしている政治家がいます。もしそうなったら、少なくとも日本人が、私のように戦場に送られ、私のように人を殺すでしょう。あるいは殺されてしまうかもしれません。そして運良く生き延びたとしても、私のように、心を病んでしまうでしょう。(7頁)

私は、96年に沖縄に来たとき、初めて日本の憲法9条を知りました。日本の平和活動家が、その英訳を見せてくれたのです。……

これを読んだとき、私は思わず立ち上がって、「素晴らしい！」と叫びました。理屈ではなく、感性でそう感じたのです。

PTSDの治療の中で私は、自分の生き立ちや海兵隊での生活を振り返りました。海兵隊に入り、ベトナムへ行って多くの人を殺すに至った、痛恨のできごとの背景に、貧困と暴力に満ちた社会があったことを知りました。それを拒否し、自分の犯した間違いを謝罪し、非暴力の生き方を選び取った私にとって、この条文は、身体や心に響いてくるものだったのです。

この条文を教えてくれた日本の方が言いました。「9条は、日本がアジアや太平洋の国々を侵略し、多くの人々の命を奪った第二次世界大戦や植民地支配を反省し、二度とそういうことを繰り返すまいという思いでつくられたのです」。

わかる気がしました。私自身も、ある意味で似たような道をたどってきて、いま、非暴力という考え方を自分のものにしていくわけですから。それか一国の憲法に表現されていることに感激しました。先ほど述べたように日本という国自体がPTSDを克服しようと思うなら、この憲法の理念に近づくべきだと私は思います。

世界中でいまでも武力による争いが絶えません。しかし、それを変え、戦争をなくしていく希望を、この日本国憲法9条は与えてくれていると思います。国と国の間に争いごとが起きたとき、武力ではなく話し合いで解決するということです。何か問題が起きたとき、テーブルについて、自分の問題点、相手の問題点を出し合い、ねばりづよく解決の道を探る——そんな非暴力の思想であり、暴力や戦争に取って代わる提案です。

その話し合いは、何カ月も何年もかかってしまうかもしれないけれど、何千人、何万人という人が、かけがえのない命を落とすことに比べたら、とてもいい方法ではないでしょうか。

この9条があるために、第二次世界大戦後、日本人は外国に出かけて行って人を殺さずにすみました。私のような苦しみを体験しないですんだのです。9条は、日本の子どもたち、日本人たちを救ってきましたし、外国の人々も救ってきました。第二次世界大戦後、日本に対して、「日本の軍隊が攻めてきて、私たちの国に爆弾を落とした、自分たちの子どもたちを殺した」というようなことをいう国は一つもありません。日本人が攻めてきて、村を焼き払ったとか、祖国を破壊したとか、そういうことで日本を責める国は一つもないのです。

これは素晴らしいことです。ほかの主要国、アメリカもイギリスもフランスも、またドイツやイタリアも、そのように責められる経験をしているからです。どの国からもそのように責められることのない主要国は日本だけです。これは、9条の、人類に対するたいへん力強い貢献だと思います。

核兵器をはじめ、武器は人々の命を救いません。武器があるかぎり、戦争は終わりません。しかし、日本の憲法9条は生命を救ってきたのです。非常に強い力を待った

憲法だと思えます。それは未来的な条項だといえるでしょう。たとえばこれから100年後、すべての国が、日本の9条のような内容を憲法に取り入れていると、私は考えています。そうでなければ、人類は生き残ることができないでしょうから。

9条も含め、日本国憲法は、外国によって押しつけられたものだから、従う必要はないと言う日本人もいます。だれが書いたかということは、いま述べたようなこととまったく関係ないと思えます。大事なのは、それがいまの世界で平和のために大きな役割を果たしているということであり、日本人に大きな利益を与えているということです。(111-115頁)

自衛隊が海外に行って——米軍と共同で——活動するようにしようと思う人にとって、憲法9条は明らかにじゃまな存在でしょう。いま、日本の保守的な政治家が、9条をなくそう、変えようとしているのは、要するにそういう動機からだと思います。

これはたいへん危険なゲームです。かつて日本に侵略され占領された近隣諸国は、こういう日本政府の動きをよく見えています。日本が九条を持っている限り、たとえ緊張が発生しても日本は攻めてはこないと思っていますが、もし9条が取り払われ、交戦権を認めないとした憲法を日本が捨てたなら、ふたたび日本は戦争をしかけてくる危険があると考えているでしょう。

中国や韓国、ベトナム、フィリピン、マレーシアなど、第二次世界大戦で日本に占領され苦しみを味わった国にとって、そのできごとは「昨日」のことなのです。攻撃され、土地を占領され、親族を殺された人々の記憶は受け継がれています。過去の傷はあまりにも大きく、まだ生々しく残っているからです。9条がなくなるとなれば、これらの国は自国を防衛するために軍備を拡大するでしょう。それによって東アジアの緊張はいっそう高まります。9条を取り払うこと、変えることは、日本と世界の安全にはつながりません。

「世界中で紛争が絶えない時に、9条は理想的過ぎる」という人もいます。しかしそれは、視野の狭い、想像力に欠けた考え方ではないでしょうか。攻撃し殺しあうという以外の選択肢は、人類にはないのでしょいか。

先ほど述べたことの裏返しになりますが、もし9条がなかったら、第二次世界大戦後、日本は朝鮮戦争に米軍とともに出かけて行ったでしょう。そしてたくさんの日本人が死に、たくさんの朝鮮人を殺したと思います。もし9条がなければ、日本人は私たちと一緒にベトナム戦争に行き、たくさんのベトナム人を殺して、たくさんの兵士が死んだと思います。

9条がなければ、第二次世界大戦後アメリカが起こした多くの戦争に、日本人も一緒について行って戦ったでしょう。多くの外国人を殺し、多くの日本の兵士が殺され、運良く生きて帰っても、あるいは身体に障害を負い、あるいは私のようにPTSDに苦しめられたでしょう。

9条の存在は、少なくともこれらの事態を防いできたのです。それは単なる理想、あるいはお題目ではありません。人と人が殺しあう戦場で、兵士は何をするのかということ、彼ら・彼女らの身に何が起きるかということまで、具体的に視野に入れて、その意

味を考えてほしいと思います。

なお、PTSDについて少し補足すると、これは、人を殺した者だけがかかる病ではありません。戦場の強い緊張感の中に身を置いていた人は、だれもがそこからストレスを受けます。仮にある兵士が、人を殺すことまではしなかったとしても、次の瞬間に命がなくなるのではないかという恐怖のもとにあるという点では同じなのです。私はベトナム帰還兵の場合、そういうケースも含めて、80～90パーセントの者がPTSDにかかったとみています。

さらにいえば、戦地に行った兵士を本国で待つ家族だって、発症する場合があります。自衛官の夫がイラクに行っているという日本人の女性に話を聞いたことがあります。その方は、「電話が鳴るのも怖いし、だれかがドアのベルを押したとき、ドアを開けるのも怖い」と言っていました。もしかしたらその電話や訪問者が、自分の夫の生死にかかわる情報を持って来るかもしれないと思うからだと言うのです。「夜も眠れないし、物事が手につかないんです」とのことで、本当に気の毒でした。その人も、ある意味で戦場に置かれているのと似た緊張のもとにあるのだらうと、私は思います。自衛隊員だけの問題ではないのです。

戦争や暴力は、決して平和をもたらさないということを理解しなければなりません。
(118－121頁)

また、次のように「政府が自分たちの憲法に従わなければ、そういう閣僚は逮捕され、そういう政権は覆されるでしょう。ところが、日本の政治家たちはそれを許されている。」との驚きを述べている。つまり、被告らの本件違法行為により、原告らが被る侵害を回復することを求めている。したがって、本件は、世界の常識を日本において実現させることにより、原告らが被っている侵害の起因を除去することにある。

日本にとって一つの問題は、9条があるもとの、日本政府が自衛隊を保持し、海外にも派遣しているということです。自衛隊は世界有数の軍備を持っており、客観的に見て、9条が「保持しない」と言っている「戦力」にあたるのは明らかでしょう。9条がこの国の法律、憲法であるのに、守られていないということです。

これは非常におかしなことです。たとえばアメリカの憲法には、銃を持つ権利が記されています。私はこの条項に反対で、それを改定する運動にもかかわっています。しかしアメリカ社会一般には、銃を持つ権利は、アメリカの文化の一部だと受けとめられており、すごく大切にされています。そのため、私のように銃を持つことを拒否しようと考えている人間でも、それが合衆国憲法で保障されているということ自体は、尊重しなければなりません。

憲法とはそういうものです。それが日本では、政府や政治家たちがそれに反した行動をとっているのですから、私には理解できません。イギリスやフランス、アメリカなどの国で、政府が自分たちの憲法に従わなければ、そういう閣僚は逮捕され、そういう政権は覆されるでしょう。ところが、日本の政治家たちはそれを許されているのです。

自衛隊について一言だけ言うと、米軍と一緒に共同演習をすることによって、自衛

隊員の訓練や考え方を、米軍が変えていっているように見えます。端的に言えば、より攻撃的な軍隊へと変えられているということであり、それはとくに最近、顕著になっています。自衛隊は日本の内外で米軍と一緒に、中東の都市での戦闘を想定した訓練や、海からの強襲上陸訓練などをするようになりました。日本を守るというより、外国に出かけて行って戦争をするための演習を強めているのです。(115－116頁)

(5) 原告らの権利を侵害し、人格権を侵害する違憲立法の「戦争法」

本件「戦争法」は、憲法に反している。日本国憲法の下ではあってはならない、被告らの憲法上許されない立法行為が起因となり、原告らが語る述べてきた憲法上保障される権利が侵害されているのである。それは、憲法前文・9条を実現させるための原告らの不断の努力(憲法12条)を侵害し、同時に、憲法が保障する原告らの思想・良心・信条を侵害し、個人の尊厳(人格権)を侵害する。

つまり、原告らは、訴状に記載したように「先の侵略戦争の反省に基づき日本国憲法の前文の趣旨(政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持しようと決意し、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う)の実現を求める者ら」であり、この憲法原理を原告らの思想・良心・信条・信念として、アジア諸国の人々との友好を深めるための相互理解を深めるために、この障害となる歴史修正主義の歴史教科書問題や自衛隊の海外派兵に反対し、日本軍などの被害者の子孫である原告(ウ)との共同を生み出す不断の努力を行ってきた。

ところが、日本国憲法の下ではあってはならない、被告らの憲法上許されない立法行為によって、憲法の基本原則の「平和主義(平和的手段による紛争の解決)」が侵害され、原告らの「個人の尊厳」及び「平和のうちに生存する権利」が侵害され、「不断の努力」が侵害されている。

それにもかかわらず、被告国は、「原告らの上記主張自体、『人格権』が、『生命身体権』、『健康上の危険にさらされることなく平穏かつ安全に生活する権利』、『人間らしくその尊厳を保ちつつ平穏な生活を営む権利』、『日常生活を破壊されずに当たり前の生活を営む権利』、『平穏で安全な生活を妨害されることによる精神的苦痛を与えられない精神的権利』などと、一義的に内容等が定まらない抽象的かつ曖昧な権利ないし利益であることを自認するものとなっており、かかる主張自体、原告らが本件訴訟においていう『人格権』なるものが国賠法上の損害賠償が認められる対象となる権利ないし法的利益といえないことを端的に示すものとなっている。」(被告国主張②)と主張し、原告らの不断の努力を踏みにじり、逆なでしているのである。

つまり、被告国は、本件における訴えの真実を発見するうえに不可欠である客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬がある。

要するに、被告らは、るる述べてきた憲法の基本原則の「平和主義(平和的手段による紛争の解決)」を尊重・擁護する義務を負っているにもかかわらず、権力を濫用し、本件「戦争法」を成立・施行・発動し、国際社会への国際的条約の条文としての地位にあった憲法前文や憲法9条の内実を破壊した。これにより、原告らの権利が侵害された。それは、原告らの最も基本的な権利である平和のうちに生存できる・暮らせる社会の実現を阻害し、再び、日本人原告らを加害者の立場に立たせた。私たちは、加害者の立場に立ってしまったことへの「責任」を痛感し、精神的苦痛を被っている。また、本件「戦争法」に基づく自衛隊の活動により、現地の人々の暮らしにおいて、軍事的緊張を高め、殺し殺されるという極限状態に身を置くことを強いていることへの罪悪感を伴う精神的苦痛を被っている。

(6) 「戦争・戦場・戦闘」を回避させる平時の「積極的平和」活動の侵害

本件「戦争法」の本質は、紛争の解決を平和的手段(非暴力的手段)ではなく軍事力(暴力)による手段を選択し、日本が攻撃もされていないのに、自衛隊が米軍などと一体化して現地で軍事教育と訓練に基づく軍事的活動を展開し、日本人である自衛隊員が、現地の人を殺し、殺されることとなる加害者の位置となる戦闘を許容するか否かということである。それは、前述した理由により、極限における「個人の尊厳」と「平和的生存権」の侵害にたどり着く。そして、この極限状態を回避する唯一の方法は、平時における不断の努力により、これを許さない取り組みに尽きる。このことを憲法は要請しているのである。

つまり、人々の長年の不断の努力(闘い)と英知により、権力を〈法〉で縛り、権力の行使を制限する立憲主義原理(法による予防概念)である。権力の行使の濫用の最も最たるものが、人々の意思を無視した「政府の行為による戦争」であることは、人類の経験則により明らかである。原告準備書面(28)のとおり、人類の戦争の歴史、そして、二度の世界大戦を経験し、「人権としての平和」が国際的にも認識され、国家主権を制限する人民主権が優越的地位を持つことが了解されるようになり、「国家が戦争に訴えることを、かりに国民代表議会の多数の意思に基づくものであれ、違法とし、平和の実現を要求することが正当とされるに至った(山内敏弘著「平和憲法の理論」の「第四章平和的生存権の弁証」(樋口陽一)252頁)。そして、日本においては、日本の侵略戦争の反省から、また、日本国が国際社会に復帰するために、再び世界の脅威とならない保障として、憲法前文と憲法9条からなる「平和主義(武力のよらない平和的手段による紛争の解決による平和)」を憲法の基本理念としたのである。

過去の歴史から学ぶという経験科学・歴史科学に基づく予防的概念(準備書面(12)参照)にも、本件被告らの本件行為は、反し、原告らの権利を侵害する。被告らの侵害行為は、憲法原理に基づく原告らの不断の努力を踏みにじる侵害行為である。つまり、被告らの本件「戦争法」の立法行為・施行・発動は、憲法の基本原則としての立憲平和主義に基づく本件原告らのこれまでの取り組みを反故にし、合わせて、原告らの「個人の尊重(憲法13条)」「平和的生存権(憲法前文・9条)」「不断の努力(憲法12条)」を侵害し、精神的苦痛を与える。これをそのまま放置すれば、現地における被害を含めてさらに拡大する。

これまでの人類の歴史において、自らの信教・思想・良心・信念に基づき、少なからずの人々が、「極限状況」を強いられた際に死を厭わず己の信教・思想・良心・信条を、つまり、「個人の尊厳」を選択してきた人々の歴史がある。日本国憲法は、このような歴史を踏まえて、このような事態に至らないための条文を定めたのである。そして、そのような事態に至らないように、国民の権利と国の義務を定め、合わせて、その実現のための行為として、不断の努力義務を国民に求めているのである。原告らは、これに基づく、それを実践してきたのである。なぜならば、「極限状況」を強いられる状況を回避するための唯一の方法は、平時における不断の努力であるからである。しかし、日本の現実は、もはや「平時」とは言えない状況を来している……。その一つが、被告らによる本件違憲立法行為である。

以上のように、被告らの本件行為により、原告らの幾重もの具体的な権利が侵害されている。したがって、被告国主張①及び被告国主張②並びに被告国主張③は、失当であるというほかない。

さらには、前述した「㉗本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉘本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㉙本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㉚本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させる。そして、「㉛本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)となる精神的苦痛」→「㉜本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心を涵養させることの精神的苦痛」→「㉝本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を被るのである。これらは、耐え難い苦痛である。

7 「戦争・戦場・戦闘」は、人々の心身に深い傷を及ぼし「人格権」を侵害する

精神分析学の創始者として知られるジークムント・フロイト(独: Sigmund Freud 精神医学者、精神分析学者、精神科医)らの研究によって、殺し、殺される戦争行為が、兵士に強い心理的負担を与え、外傷性神経症を生み出すことを世界大戦という未曾有の人的災害を生んだ第一次世界大戦(人類が始めて直面した近代科学兵器による戦争)によって明らかになった。

当時、帰還兵たちの神経症に対して用いられた治療法は、主に電気ショックを利用したものだった。だが、このような治療法の限界はすぐに露呈され、医学界では神経症が、脳という器官の器質性障害ではなく、心理的障害であることが理解されるようになったのである。

中村江里(立教大学ジェンダーフォーラム事務局)は、「人間が圧倒的な恐怖を前にして示す反応は、現在PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとするトラウマ反応として知られているが、このような捉え方がなされるようになったのは歴史の上ではごく最近のことである。世界史的には19世紀以降の精神医学の中で議論が始まり、第一次・第二次世界大戦において軍隊の中で集団的に発生した『シェルショック shell shock』『戦争神経症 war neurosis』が注目され、ヴェトナム戦争帰還兵の精神的後遺症が社会問題化する中でPTSDという診断基準ができたという経緯がある(ハーマン1999;ヴァン・デア・コルク2001)。「日本においてトラウマやPTSDへの社会的関心が高まったのは、1995年の阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件以降であると言われている。しかし、1931年の満州事変か

ら足掛け15年にわたる総力戦においても軍隊における精神神経疾患は注目を集め、彼らのうち内地に還送された者に関しては、国府台陸軍病院で治療が行われていた(清水2006;中村2013)。国府台陸軍病院の軍医たちは、「『戦争が原因でおこる』神経症という印象を一般に与えるおそれがあるという陸軍省当局の意向に遠慮して、『戦争神経症』ではなく『戦時神経症』と呼んだのである(浅井1993:57)・・・。」(『戦争と男の「ヒステリー」——十五年戦争と日本軍兵士の「男らしさ」』33頁。立教大学ジェンダーフォーラム年報第16号 2015. 3)と述べている。

中村は、「3. 戦時下のヒステリー言説」(40頁)で、「『神経の戦争』になった総力戦は、前線の兵士だけでなく銃後の人々のヒステリーへの関心も呼び起こした。精神分析家で心理学者の大槻憲二は、『神経戦争』を広義の戦場としての銃後の心理的攪乱であると定義した。」と紹介している。つまり、戦争は、前線の兵士だけでなく、いわゆる銃後の人々にも大きな精神的苦痛を及ぼしていたことを学者は認識していたのである。そして、「おわりに」(45-46頁)で戦争という環境(圧倒的な恐怖)に放り込まれた人間が大きなストレスにより外傷性神経症を来し、心身ともに傷つくだけでなく、そのことを来すことが「めめ(女々)し」「失格者」とされ、「『ヒステリー』や『臆病病』という病名が避けられ」、二重三重の苦痛を受けていたことをジェンダーと階級という複合的な要因が関わる重要な問題であることを次のように述べている。

兵役免除の理由がヒステリーという「女の病」と通常考えられてきたものであった場合には、患者は病に倒れたことに加えてその病名をも気に病むこととなった。「男もヒステリーになる」ということは専門家の中では半ば常識となっていたが、「生来的に感情の強い」女性に多い病であるとされ、「自己中心的」で「我儘」な患者像が流布されていたからである。このようなヒステリーという病名への忌避感情のために、国府台陸軍病院では「臆病病」という病名が代わりに使われることとなった。

とりわけ士官クラスの患者に対して「ヒステリー」や「臆病病」という病名が避けられたことは、ジェンダーと階級という複合的な要因が関わる重要な問題である。・・・国府台陸軍病院に勤務していた井村恒郎は、「それにしても、戦争神経症にかかった兵隊の姿というものは、いかにも愚かしく、女々しく、一種異様な不快な印象を、ひとにあたえた。戦争神経症におちいつた兵隊の言動は、軍人として失格した者、という以上に、一人前の人間でなくなつた者の印象をあたえるのである」と戦後回想している(井村1953:53)。

「ワシントン・ポスト」紙で23年間にわたって記者として働き、2006年にピューリッツァー賞を報道部門で受賞したデイヴィッド・フィンケルは、イラク戦争に従軍する兵士たち取材するために新聞社を辞めてバグダッドに赴き、2007年4月から1年間にわたって、陸軍第16歩兵連隊第2大隊の兵士たちと生活を共にし、緊張に満ちた日常と死と隣り合わせの戦闘を詳細にレポートした。デイヴィッド・フィンケルは、それで終わるはずだった。しかし、バグダッドで知り合った兵士たちが、彼に帰還後に電話やメールや手紙で不調を訴えてきて、兵士たちが日常にすんなり戻れないことや精神的なダメージを抱えて苦悩していることを知った。そ

れで「私の仕事は半分しか終わっていない。戦争の後を取材しなければならない」と決心し、兵士本人はもちろん、妻子や身内にいたるまで時間をかけて取材し、ペンタゴンの上層部や医療関係者からも、丁寧に聞き取りをおこない、『帰還兵はなぜ 自殺するのか』を書き上げた。同書の翻訳者である古屋美登里は、「訳者あとがき」で次のようなこの本の要旨を述べている。

イラク戦争は、イラクが大量破壊兵器を隠しているという理由でアメリカがイラクに侵攻したことから始まった。2003年の3月のことである。その裏には、9・11以降のアメリカの不安と、石油問題や宗教問題があったと言われているが、国家の威信を守るために直接戦地で戦ったのは、大半が貧困家庭出身の若い志願兵だった。第16歩兵連隊第2大隊の兵士の平均年齢は20歳だった。

そして戦争が終わり、兵士は英雄となって帰ってきたように見えた。ところが、目に見える身体的な損傷はなくても、内部が崩壊した兵士たちが大勢いることがわかった。アフガニスタンとイラクに派兵された兵士はおよそ2百万人。そのうち50万人が、PTSD(心的外傷後ストレス障害)とTBI(外傷性脳損傷)に苦しんでいるという事実が明らかになった。そして残された問題は、精神的な傷を負った兵士たちをどのように治していくのか、果たして治せるのか、というものだった。

本書に主に登場するのは、アダム・シューマン、トーソロ・アイアテイ、ニック・デニーノ、マイケル・エモリー、ジェームズ・ドスターの5人の兵士とその家族である。そのうちの1人はすでに戦死している。生き残った者たちは重い精神的ストレスを負っている。妻たちは、「戦争に行く前はいい人だったのに、帰還後は別人になっていた」と語る。戦争で何かあったのか、どうしてそうなったのか。

彼らは爆弾の破裂による後遺症と、敵兵を殺したことによる精神的打撃によって自尊心を失い、悪夢を見、怒りを抑えきれず、眠れず、薬物やアルコールに依存し、懺病を発症し、自傷行為に走り、ついには自殺を考えるようになる。そうなったのは自分のせいだ、と彼らは思っている。自分か弱くて脆いからだと思っている。まわりからいくら、「あなたのせいじゃない、戦争のせいなのだ」と言われても、彼らの自責の念と戦争の記憶は薄れることはない。

しかもそうなったのは、彼らがイラクの戦闘のもっとも激しい地域に、偶然配属されたからに他ならないのだ。

一方、ワシントンの「ガードナー・ルーム」では、自殺防止会議が毎月開かれ、自殺した兵士の数とその詳細について検討され、そこから何らかの教訓を得ようとしている。しかし、どれほど検討を重ねても自殺者が減る気配はない。陸軍が巨費を投じて作った医療施設は収容者でいっぱい、そこに入れられない者が大勢いるのである。そして収容者の多くは過剰な投薬を受けている。

毎年240人以上の帰還兵が自殺を遂げているという事実は(自殺を企てた者はその10倍と言われている)、限りなく重い。なぜ、帰還兵は自殺し続けるのか。(380-382頁)

古屋は、さらに、苦悩する兵士がいるのは、なにもアメリカに限ったことではなく、日本においても、イラク支援のため派遣された自衛隊員も同様であると次のように述べる。なお、それは、『愛媛新聞』の特集「私たち平成 第3部 ⑥自衛官も米兵も自殺相次ぐ」(2018年6月27日(証拠甲63号証)や原告準備書面(24)の「飯島意見書」からも明らかである。

本書で書かれたような苦悩する兵士がいるのは、なにもアメリカに限ったことではない。日本においても、イラク支援のため、2003年から2009年までの5年間で、延べ約1万人の自衛隊員が派遣された。2014年4月16日に放送されたNHK「クローズアップ現代」の「イラク派遣10年の真実」では、イラクから帰還後に28人の自衛隊員が自殺したことを報じた。自殺にいたらないまでも、PTSDによる睡眠障害、ストレス障害に苦しむ隊員は全体の1割から3割にのぼるとされる。非戦闘地帯にいて、戦闘に直接かかわらなかった隊員にすらこのような影響が出ているのである。そして日本では、そうした隊員に対する支援のシステムができていたとはいえないのが現状だ。

また、2013年8月の「ニューズウィーク」に、アメリカでは帰還兵の自殺が毎日18人に上るといった記事が出た。本書で報告されたイラク戦争帰還兵の自殺は氷山の一角に過ぎない。自殺ホットラインにかかってきた電話は、2011年では16万4千件。2千3百件が現役の兵士からで、1万2千件が復員軍人の友人や家族からのものだった。これは看過できない数字である。

イラク戦争に参加したイギリスやポーランドでも、同じようなことが起きていると思って間違いないだろう。戦争が終わっても、戦争がもたらした傷に終わりはない。(383-384頁)

前田哲男(軍事ジャーナリスト。原告準備書面(23)参照)・飯島滋明(名古屋学院大学経済学部准教授。原告準備書面(24)参照)編の『Q&Aで読む 日本軍事入門』(吉川弘文館 2014年)の「Q39 戦争とPTSDについて教えてください」には、「心的外傷後ストレス障がい(Post Traumatic Stress Disorder =PTSD)とは、『自分または他人の生命と危険を感じる精神的な外傷体験による強い恐怖と無力感』と定義されています。戦争や災害、大事故、生命の危険性が高い身体疾患などに遭遇したあと、その体験がもとになって生活に支障が出る状態です。第1次世界大戦の際には『シェル・ショック』(砲弾ショック)、第2次世界大戦中の症状については『コンバット・ファティグ』(戦闘疲労)と言われる戦争神経症の存在が認められていました。ところがベトナム戦争での精神神経症はそれまでの戦争で生じたものとは異なるものとされ、PTSDが1980年に米国精神医学会で正式な診断名として認定されました。24時間、敵がどこにいるかわからない緊張感にさらされた精神的ダメージ、大義のない戦争に加担して無抵抗な一般市民を殺害したという良心の呵責・ストレスが、ベトナム戦争やイラク戦争での帰還兵のPTSDの主な原因と考えられています。」とし、ベトナム戦争で「アメリカ軍はおびただしい数のベトナム市民に対して虐殺、強姦、虐待行為をおこないましたが、そうした残虐行為がPTSDの生じる一因になりました。さらには、そうした残虐行為の実態がアメリカ社会で知られ、『赤ん坊殺し』『訓練された殺し屋』『社会のクズ』などとの厳しい批判と冷たい視線が帰還兵にむけられることで、帰還兵のPTSDはさらに深刻

になりました。」「5万8000人の米兵の戦死者だけではなく、15万人の自殺者、帰還兵全員の40～60%が恒常的な情緒適応障がいをもち、麻薬・アルコール依存症が50～75%、帰還兵の失業率は40%、50万人のベトナム帰還兵が法的処罰により逮捕・投獄され、帰還兵全員の離婚率が90%といった実態が明らかにされています。」(138～139頁)とある。

また、同様のことを前掲のエイブラム・カーディナー著の『戦争ストレスと神経症』の訳者(中井久夫・神戸大学名誉教授、加藤寛・兵庫県こころのケアセンター研究部長・精神科医)は、371～373頁に詳細に述べている。

「自衛官の命を守る家族の会」の樋口のり子は、「自分の子供を亡くしてしまっただけからではなく、始めて自衛隊の中でたくさんの方が自殺をされていることを知りました。」(証拠甲64号証 1枚目「防衛省、自衛隊が抱える闇に光！！ 自衛官人権裁判・法廷で勝ち取る市民権」)と述べている。「自衛官の命を守る親(家族)の会」設立趣意書(証拠甲64号証 9枚目)には、「一人で悩み、苦しみ、それでも仕事を続けようとした息子は、自ら命を絶ちました。親に相談してくれれば、どなたか寄り添っていて下されば、仕事を辞めてくれれば、あの日から考え続けています。」「残された者として、立ち直れないほど傷ついたこともあります。重く、やりきれない落ち着かない日々を過ごすばかりですが、一つだけわかったことがあります。」「一番つらかったのは本人だったなど。」とある。自殺した当事者も残された家族なども深く傷つくことを示している。

三宅勝久(元『山陽新聞』記者・ジャーナリスト)は、『自衛隊員が死んでいく』(花伝社 2008年)の「プロローグ 護衛艦『きりさめ』異常なし」で、「米軍でもイラク戦争以降、軍人の自殺者増加が問題となっているが、しれども10万人あたり17.3人(2006年)という。自衛隊の自殺率は、米軍の2倍を軽く超えている。」(19頁)とし、「イラク派遣経験者の自殺が突出していることが最近明らかになった。」(証拠甲64号証 7枚目)と述べている。

そして「防衛省によると、イラク特措法とテロ特措法に基づいてイラクやクウェート、インド洋等に派遣された隊員延べ約2万人のうち、在職中に死亡した隊員は35人(2007年10月末現在)。このうち自殺によるものが16人もいることがわかった。死亡者の、実に半数近くを自殺が占めている。」「イラク派遣経験者の死亡は年を追うごとに増えており、2006年度の1年間だけで10人も隊員が死亡した。これら35人の死亡者の中には退職後の死亡は含まれていない。自衛隊を退職した後に自殺などで死亡する隊員もいるはずだが、防衛省は『把握できない』という。」「2005年、サマワに派遣されていた元警備中隊長の陸自3佐が、帰国後にノイローゼ気味になって自殺した。『米軍に近づくな。殺される』、『週刊誌や新聞が伝えるところによれば、死の直前、3佐はそう叫んでいたという。部下が米軍に誤射されそうになるなど、極度の緊張を強いられたことによるストレス障害の可能性がある。・・・戦後60余年を経たいま、自衛隊は急ピッチで変わろうとしている。同時に隊員の心にも異変が起きている。自殺だけではない。殺人、強姦、強盗といった凶悪な犯罪を犯したり、薬物に手を出す自衛官は後を絶たない。』」と述べている。

以上、断片的に「戦争・戦場・戦闘」が、兵士や自衛隊員の身体のみならず、心に大きなストレスを与え、心身ともに傷つけることを述べた。それは、「戦争・戦場・戦闘」地から帰還した後も心身の傷は癒えず、あるいは、帰還後に心的外傷後ストレス障害を来し、苦しむ。

そして、自殺や麻薬・アルコール依存症などなどの様々な症状を引き起こしている。しかも、その心身の傷は、兵士や自衛隊員ら当事者に留まらず、その家族などにも及び、また戦場ではない、いわゆる銃後にも及ぶ。ましてや、加害者側でない、被害者側の心身上の傷は、さらに大きく深い。

本件「戦争法」は、人を殺し、殺される「戦場・戦闘地」に自衛隊員を出動させることを可能とする。それは、アレン・ネルソンが「多くの外国人を殺し、多くの日本の兵士が殺され、運良く生きて帰っても、あるいは身体に障害を負い、あるいは私のようにPTSDに苦しめられる」状況を引き起こす。このようなことを人々に強要する被告らの行為が許されるはずがない。

8 原告らの権利・利益の憲法上の正当性

以上のように、本件「戦争法」は、「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させる。そして、本件「戦争法」は、「㊳本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)となる精神的苦痛」→「㊴本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心を涵養させることの精神的苦痛」→「㊵本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を与える。

また、本件「戦争法」の本質は、殺し殺される極限状況に人々を貶め、憲法が保障する「個人の尊厳」と「平和的生存権」を侵害する。

このように、本件「戦争法」は、憲法が保障する権利を侵害し、それぞれの経験や社会的立場等に応じた危機感、恐怖や不安、精神的苦痛を派生させる。これは、決して杞憂などではなく、客観的具体的根拠に基づくものであり、決して単なる主観的、抽象的なものでもなければ、信仰・思想・良心・信条・信念等による受け止め方や考え方の問題ではない。

また、それは、代表民主制の下で国がとった施策の賛否の問題でもない。原告らの前述の危機感、恐怖、不安、精神的苦痛により受けている各人の人格への侵襲は、「1 本件『戦争法』を起因とする国家賠償請求権の憲法上の法的根拠の概要」(4-5頁)で述べた日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものである。換言すれば、かかる侵害を受けない原告らの権利・利益は、憲法上の正当性根拠を有するものであって、単なる政策の是非の問題、それに対する賛否の問題ではなく具体的な侵害である。

本件「戦争法」は、これまで述べてきたように憲法9条に違反している。憲法に違反する法律は、提案され、議決・成立させられてはならないし、採決・公布されても無効である。そして「戦争法」は、憲法9条に違反して制定され、空洞化が進んできていた日本の憲法秩序を完全に毀損・破壊し、客観的現実的に「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させる。したがって、被告国主張①及び被告国主張②並びに被告国主張③は、失当である。